



# 広報 利尻

## 人口と世帯数

世帯数	1,510
人口	6,837
男	3,431
女	3,406

昭和50年3月1日現在  
(住民基本台帳登録人口)

昭和50年3月20日発行



とじて保存しましょう。

今日は、老人福祉相談員の協力であみもの教室をひらき、おばあちゃんは慣れない手で、一目一目県命に編んでいました

— 3月1日老人寿の家にて —

### 利尻町民憲章

- 一、元気で働き、豊かな産業のまちをつくりましょう。
- 一、きまりを守り、明るく住みよいまちをつくりましょう。
- 一、文化を高め、平和なまちをつくりましょう。
- 一、自然を愛し、きれいなまちをつくりましょう。
- 一、未来をつくる、子どものしあわせなまちをつくりましょう。



# ,50

# 第一回定例会

## 利尻町課設置条例 他十四条例案を可決

昭和五十年第一回定例町議は、三月十三日開会し、七日間の会期をもって十九日閉会しました。

### ○第一日目

会期の決定など諸般の報告のあと町長の新年度一般行政執行方針について教育長より、教育行政執行方針の順ですすめられた。

そのあと、各会計の補正予算審議に入り、一般会計補正予算原案が可決され第一日目終了しました

### ○第二日目

昨日に引き続き各会計の補正予算を審議し、国民健康保険事業特別会計、国民健康保険施設事業会計、簡易水道特別会計の順で行われ、引き続き、条例案の審議に入り、十五条例案と二案件を審議し、いずれも原案どおり可決し、第二日目を終了しました。

### ○第三日目

町政に対する一般質問が行われ四議員の方から十四項目の質問がなされ第三日目を終了しました。

### ○第四日目 休会

### ○第五日目 七日目

昭和五十年度各会計予算審議に入り、最初に一般会計予算審議を行いました。つづいて国民健康保険事業特別会計、国民健康保険施設事業会計、砕石事業会計、簡易水道特別会計、国民宿舍特別会計

の順で審議され、いずれも原案どおり可決され、全日程を終了し閉会しました。

### ◎審議案件は次のとおりです。

▽昭和四十九年度利尻町一般会計補正予算(議案第一号)

これは、四千九百九十六万九千

円を追加し総額で九億九千九百三十

万四千円とするもので、主なものは、病院会計への支出金三千五百

四十八万五千円、それと利尻礼文

消防事務組合負担金として四百十

六万五千円、それに公債償還利

子等三百九十五万五千円、除雪対策

係三百四十五万五千円等です。

▽昭和四十九年度利尻町国民健康

保険事業特別会計補正予算(第二

号)

これは、診療報酬や高額療養費

等の負担金が主で、八百九十二万

円を追加し、総額で一億二千三百

九十万円としたものです。

▽利尻町国民健康保険施設事業会

計補正予算(第三号)

▽簡易水道特別会計補正予算(第

四号)

七十三万円を減額し総額で九千

七百六十八万八千円としたもので

す。これは繰入金(一般会計)を

減額したものです。

▽特別職の職員で非常勤のもの

報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例(第十一号)

これは、月額報酬を従来の二千

百円を三千円に、千八百円を二千

五百円に改めたものです。

▽利尻町職員定数条例の一部を改

正する条例(第十二号)

これは、教育委員会事務局職員

を従来の十四名から十六名に改め

たものです。

▽利尻町課設置条例を改正する条

例(第十三号)

従来の税務課、水道課、産業課

を廃し、あらたに水産課、住民課

農林商工課を設け、総務課、民生

課、建設課は従来どおりです。

▽利尻町中小企業融資条例の一部

を改正する条例(第十四号)

・貸付金額を改めたもので

運転資金 一企業につき一〇〇

万円以内を二〇〇万円以内と

・設備資金 一企業につき二〇〇

万円以内を三〇〇万円以内にそ

れ改めたものです。

▽利尻町国民宿舍利用券交付条例

の一部を改正する条例(第十五号

)

これは、町内に住所を有してい

る七十才以上の方及び母子家庭、

身心障害者の方にて国民宿舍無料

用券を従来一年分六枚交付してい

たものを十二枚に改めたもので

▽利尻町敬老年金条例の一部を改

正する条例(第十六号)

これは年金額を改定したもので

七十才から七十四才までは、金額

「三千円」を「五千円」に、七十

五才以上は年額「五千円」を「八

千円」に改定したものです。

▽利尻町産業廃棄物の処理及び清

掃に関する条例の一部を改正する

条例(第十七号)

し尿処理手数料、手数料の徴収方法、手数料の減免等三事項を町条例から削除したもので、この事務は清掃施設組合で行っています

▽利尻町国民健康保険条例の一部

を改正する条例(第十八号)

これは助産費の「二万円」を「

四万円」に、葬費の「二万円」

を「一万五千円」にそれぞれ改定

したものです。

▽利尻町国民宿舍設置条例の一部

を改正する条例(第十九号)

これは、休憩利用料の額の改定

をしたものです。

改定前

区分	午前十時から午後四時		午後四時以降	
	中学生	小学生	中学生	小学生
個室	三〇〇円	二〇〇円	五〇〇円	二五〇円
広間	一五〇円	一〇〇円	一五〇円	一〇〇円
大広間	一〇〇円	一〇〇円	一〇〇円	一〇〇円

### 改定

区分	午前十時から午後四時		午後四時以降	
	中学生	小学生	中学生	小学生
個室	三〇〇円	二〇〇円	五〇〇円	二五〇円
広間	二〇〇円	一〇〇円	二〇〇円	一〇〇円
大広間	一〇〇円	一〇〇円	一〇〇円	一〇〇円

▽利尻町印鑑の登録及び証明に関する条例(第二十号)

この条例は、従来の条例を全文改正したもので、印鑑の登録及び証明について、必要事項を定めています。

◎登録資格者

住民基本台帳に記録されている方及び外国人登録原票に登録され

ている方で、一人一個に限り印鑑の登録をすることが出来る。十五才未満の方及び禁治産者の方は登録をすることができません。

◎印鑑登録の申請

登録を受けようとする印鑑を自ら持参し、印鑑登録申請書により申請しなければなりません。

ただし、登録申請者が疾病その他やむを得ない理由で自ら申請することができないときは、委任状等書面をそえて、代理人により申請することができます。

◎印鑑登録証の交付

町長は、登録申請書を受領し、確認し、印鑑登録原票に印影のほか諸事項を登録し、印鑑登録者に登録証を直接交付する。

◎登録事項の修正

印鑑登録者又はその代理人は、登録事項について変更しようとするときは、印鑑登録原票登録事項変更届に印鑑登録証をそえて町長に届出なければなりません。

◎印鑑登録の廃止申請

印鑑登録者は、次の場合印鑑登録証を持参し、印鑑登録廃止届により、廃止の申請をしなければなりません。

一 登録を受けている印鑑を廃止するとき

二 登録を受けている印鑑又は印鑑登録証を亡失したとき

◎登録できない印鑑

一 氏又は名、もしくは氏名の一部を組合わせたもので表わしてはいないもの

二 職業、資格などで表わしてはいないもの(公印など)

三 ゴム印、その他の印鑑で変形しやすいため

△この印鑑条例は、昭和五十年五

月一日から施行することになります。  
 ▽利尻町漁業近代化促進助成条例の一部を改正する条例(第二十一号)

条文の用語を改めたもので「水産業協同組合」を「漁業協同組合」に「割」「厘」を「%」に改めたものです。  
 ▽損害賠償の額を定めることについて(第二十二号)

▽利尻町過疎地域振興計画の策定について(第二十三号)  
 昭和五十年から五十四年までの五カ年間に係る事業計画を定めたものです。  
 ▽寄付採納について(第二十四号)

札幌市新弘建設株式会社代表取締役 神 弘様より利尻町振興資金として金二百萬円の寄付申込みがありました。  
 ▽教育委員会委員の任命について(第二十五号)

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の規定によつて議会の同意を求めることについて  
 小島現教育長が再任されました  
 ▽専決処分した事件の承認について(報告第一号)

地方自治法百七十九条第一項の規定により、利尻町税条例の一部を改正する条例を専決処分したので承認を求めた。  
 電気税の税率を「百分の六」を「百分の五」に。  
 ガス税の税率を「百分の五」を「百分の四」にそれぞれ改めたものです。

▽専決処分した事件の承認について(報告第二号)  
 利尻町病院事業の財政再建計画

の変更について地方自治法の規定により専決処分したので、承認を求めたものです。  
 ◎今回の条例等は、印鑑の登録及び証明に関する条例を除いた他は四月一日から施行、適用されることとなります。

## 季節移動労働者就労先慰問及び現地状況調査を終えて

今回の就労地慰問及び現地状況調査は、町長、議長をはじめと一緒に行ったわけです。  
 一月二十三日から十一日間に亘り現地を慰問調査したものです。

本年は、特に国の総需要抑制策により公共事業はもちろん、民間事業もこの影響をうけ、工事の中止現場をはじめ、予定された工事の発注が見合せられている現場製造業関係も同様に悪条件が重なっており、労働条件も今迄と異なり予想外に厳しいものがありました。したが、それだけに今回の慰問は意

義深いものがあり、現場で接した町民の方々の喜びも一汐のものがあつたと思います。幸いにして本年は、作業中の負傷事故は現在でしておりません。ただ軽傷程度と発病で入院されていた方が四、五名程度であります。

また、状況調査においては、会社及び現場責任者と会い、仕事の内容説明を受けたあと、今後の見通し、労働条件、厚生関係を確認し、さらに町民の方々とも懇談、島の様子や失業保険の扱いなど、手をとって話し合つて参りました。なかには当初の工事が見合わせ

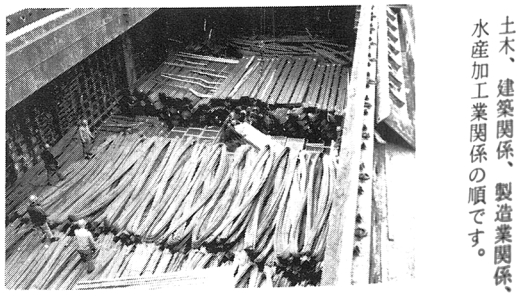
られたため労働者が過剰となり、二月以降降休日が多くなるを得なくなり、やめてほしいような現場、また正月以降再就職した人は、やめてほしいとの現場がありました。公共職業安定所並びに会社社長に雇用していただくよう依頼したわけです。  
 今回の何んといつても大きなお土産は、どこの会社、又は現場へ行つても「島の人は真面目で良く働きます」と口を揃えて話してくれたことです。

できれば全事業所を慰問すればよかつたのですが、日程の関係もあり、実現できず終了いたしました。が、来年度からは二班位に分けてこの慰問を実現したいと思つております。  
 郷里を離れた日夜が張つておられる方々には、一日も早く元気で帰郷されることを待ち望んでいます。

町では援護対策として、季節移動労働者名簿をはじめ、ふるさと便り(広報 声の便り)、教育委員会へ、連絡事項等淋しい思いをさせないよう機会をとらえて送付してありますが、肉親、知人等からの便りも非常に力強いものがあるかと思ひます。

日 程	内 容
一日目	大阪府建設業雇用促進協会
二日目	大末プレハブ大阪工場 山本工務店 (大阪) 石田工務店 (奈良) 猪原建設 (奈良) 栗田組 (大阪) 九太運輸株(名古屋) 小田原、平塚公共職業安定所
三日目	古沢組 (神奈川) 箱根旅館 (神奈川) 三和土木工業 (神奈川)
四日目	寿倉組 (神奈川) 若林工務店 (神奈川) 原田港湾 (横浜) 横浜公共職業安定所 プレハブ安藤建設 (神奈川)
五日目	拓殖造園土木 (埼玉) 山田谷土木 (埼玉) 金子建設 (東京) 青谷建工 (東京) 国土総合開発 (東京) 松原組 (東京) 九日目 下北興業株 (千葉) 以上二十事業所、三公共職業安定所、二七現場、三六五人面接
六日目	◎昭和四十九年季節労働者就労者数、都道府県別及び職種別調べ
七日目	一、就労者数 杏形 五〇一名 二、都道府県別 仙法志 二六六名 三、職種別 神奈川県、東京都、大阪府の順です。

**本町の交通事故死ゼロ**  
 3月23日現在 **1381**日達成  
 この〇をもっとのばそう、町民みんなの協力で!!



土木、建築関係、製造業関係、水産加工業関係の順です。

# 児童手当の受給者には認定請求を

児童が心身ともにすこやかに成長することは、国民すべての願いです。そして児童を養育する人に児童手当を支給することにより、家庭生活の安定と次代の社会を担う児童の健全育成、資質の向上を図ることを目的とされたのが児童手当制度なのです。

町では出生、転入等には細心の注意をしていますが、更に該当者皆様のご協力をお願いします。

●該当者は認定請求を  
児童手当の支給を受けるために居住地町村長に認定請求書を提出しなければなりません。

支給は翌月からとなります。対象となる児童の範囲  
十八才未満の児童を三人以上養育しており、そのうち一人以上が義務教育終了前（中学校卒業するまでの児童）の児童であること

◇児童手当の額  
三人以上の児童のうち出生順に数えて三人目以降であつて、義務教育終了前の児童一人につき現在月額四、〇〇〇円となつています

◇支給の月  
毎年度六月、十月、二月の三回に分けてそれぞれ前月までの分を支払います。

# 国民宿舎の利用券をしましょう

町では、老人及び母子家庭ならびに心身障害者の健康保持に資し、もつて福祉の増進を図るため、昭和四十八年十二月より国民宿舎の無料利用券を交付しております。

現在までは、年六回（二カ月一回）の無料利用券を交付しておりますが、五十年年度（四月より明年三月まで）からは年十二回（一カ月一回）に増やし交付することになりました。

まだ使用しないで保持されている方も見受けられますので大いにご利用くださるようお願いいたします。また、年度の過ぎた利用券でも利用できます。なお利用券は他に譲渡してはなりませんので、ご承知ください。

◇無料利用券の交付対象者  
（一）七〇才以上の方  
（二）母子家庭（配偶者のない女子が現に児童を扶養している家庭）  
（三）心身障害者

●身体障害者で一級から三級までの方

●精神薄弱者は判定を受けたもので知能指数が四〇以下の方  
●なお介護を必要とされる重度心身障害者については、介護人にも交付されます。

◇五十年年度分の利用券交付事務について

●五十年年度の交付事務は、来る四月一日より役場及び仙法志支所窓口で行いますので、既に対象となつていらっしゃる方は、監持参の上

おいでください。  
◇その他  
●もれている方がおりましたら窓口へ申し出てください。  
又、新規に対象者となる方についてはその都度申し出てください

# 身体障害者航空旅客運賃の割引制度について

このたび、身体障害者手帳の交付を受けている身体障害者で、第一種（介護者を必要とされる方に限る）と記入されている当該身体障害者及び介護者一名に限り、運賃が割引されることになりました。割引される率は、普通大人片道運賃の二五％相当額となつて

います。割引運賃の設定区間は、定期航空路線の国内線全区間で（日本航空、全日本空輸、東亜国内航空、東西航空及び日本近距離航空）

塔乗される場合は必ず身体障害者手帳を呈示する事になります。なお、身体障害者が単独で旅行する場合は割引きの対象にはなりません。

※介護者とは航空会社が、介護能力あると認める満十二才以上の旅客で、身体障害者と同時に同一区間を旅行する旅客をいいます。

# ねたきり老人及びねたきり重度心身障害者介護手当制度について

昨年、道福祉施策の一環として

設けられた制度で、回覧等により町内に周知し、すでに対象者については手当を受給しておりますが今後この制度に該当される方がおりましたら、役場又は仙法志支所に印鑑持参のうえおいで下さい。

◇対象者は

「ねたきり老人」とは、六十五才以上の在宅者で又、「ねたきり重度心身障害者」とは、六十五才未満の在宅者で、身体上又は精神上の障害のため六カ月以上継続して、常時臥床の状態にあつて、別に定めるものに該当する方

◇支給対象は  
「介護者」とは、現にねたきり老人及びねたきり重度心身障害者と同居などし、無報酬で日常生活を介護するものをいい、介護手当は、介護者に対し月額二、〇〇〇円とするものです。

◇変更手続き  
支給認定を受けた後に、次のような場合が生じたときは、必ず変更手続きをしなければなりません。

イ、介護人又は、ねたきり老人、障害者の氏名、住所に変更あったとき  
ロ、自己の介護者を他に引きつぐ場合  
ハ、支給要件をそう失（死亡等）した場合

ねたきり老人、及びねたきり重度心身障害者の範囲  
「ねたきり老人」  
次のどれかに該当する方で  
イ、独自で食事をとることができないため、常時介護者のもとに食事をしている方  
ロ、独自に入浴できないため、常

時介護者の介護のもとに入浴している方  
ハ、歩行困難で、便所へ行くためには、他の介護が必要とする方  
ニ、常時おむつ又は便器を使用している方  
三、ねたきり重度心身障害者  
障害程度が一級又は二級の障害者（六十五才未満）で、かつ、次のどれかに該当する方で、前項のイ、ロ、ハ、ニ、の項と同じに該当する方

# 北海道知事及び北海道議会議員選挙

投票日 四月十三日  
投票時間 午前七時より午後六時まで

明るく住みよい北海道を築くため、皆さん一人一人が最も信頼できる人を自分の意志で選び投票し棄権のないようお願いいたします。



利尻町選挙管理委員会  
利尻町明るい選挙推進協議会



道夫一家 工藤恒美



老人居宅整備資金  
貸付申込について

道の老人福祉対策の一環として昨年新しく設けられた制度で、六十才以上の高齢者のための専用居宅を整備するために必要な資金を貸し、好ましい家族関係を維持しようとする目的であります。

五十年度の申請書の受付は四月以降になります。

◎貸付を受けることができる方  
住宅を所有し、かつ居住する住宅について老人の専用居宅を増築又は、改築しようとする方で次の各号に該当する方は

一、老人と同居し、又は同居しようとする方  
二、道内に引き続き一年以上居住している方

三、整備資金の調達が困難で貸付金を真に必要とする方  
四、年間所得が二五〇万円（扶養家族が三人までの場合を算定）以上ある方

◎貸付の条件

- 一、限度額 一件につき一〇〇万円以内
- 二、利率 年利六、五〇四%
- 三、償還期間 十二年以内（うち据置期間二年）
- 四、償還方法 毎月償還
- ◎その他

一、申請には戸籍謄本、住民票謄本などが必要です。  
二、貸付審査決定は、金融機関で行います。  
三、申請書の手続きは、役場又は仙法志支所で行っています。

疑問な点はおたずねください。尚、皆様ご承知のとおり低所得世帯の自立更正に必要な世帯更正資金の貸付け制度も取扱っています。

くわしいことについては  
◎利尻町役場民生課又は仙法志支所へおたずね下さい。



国民宿舎だより

国民宿舎の休けい利用料が、四月一日から改正されました。（小学生は従来どおり一〇〇円です）  
なお、いつも利用される方々のために、六枚一〇〇〇円の回数券を発行いたしますので、ご利用ください。

戸籍の  
窓口より

自昭 50・1・1  
至昭 50・2・28

健やかに成育されますよう。

出生者氏名	保護者	続柄	住所
西川 光一	勉	長男	泉町
本堂 竜二	正男	長男	日出町
佐高 真紀	隆道	長女	泉町
川口 健	司道	長男	栄浜
大津 貴大	春美	長男	神居

故人のめいふくを祈ります。

角田 利恵	公男	長女	神居
森原しづ恵	正利	長女	新湊
沢田 綾子	治	長女	本町
松森 範明	光春	長男	御崎
氏 名	年齢	住所	
七尾とめ	八六才	日出町	
本堂清一	四二才	種富町	
石原ツエ	五三才	新湊	
宮崎富太郎	七四才	種富町	
笹原はな	九〇才	本町	

四月のこよみ

四月五日	沓形小学校、新湊小学校入学式
四月六日	仙法志小学校入学式
四月七日	久連小、中学校入学式、沓形中学校入学式、仙法志中学校入学式
四月十日	沓形保育所入園式
四月十一日	仙法志保育所入園式
四月十三日	北海道知事、道議会議員選挙投票日
四月三日～十二日	新入学児童等交通安全事故から守る運動実施



新入学園・児童を交通事故から守ろう

期間：50.4.3～4.12まで 10日間

- 歩行者のみなさん、正しい道路横断を!!
- 運転者のみなさん、いつも安全運転で!!

